

子育て相談・市民相談・女性相談・外国籍市民相談 オンラインでの相談もできるようになりました

電話相談だけでは伝えきれないことがある場合や対面で相談したいけれど外に出るのが難しい場合など、オンライン相談では、インターネットを使って、顔を見て話すことができます。

オンライン相談をぜひご利用ください。

【注意事項】

- 相談はすべて無料です。通信費は自己負担です。
- 相談はパソコンまたはスマートフォンからインターネットを利用して行います。使用する機器により、ご利用いただけない場合があります。
- 通信環境などにより、映像・音声品質などが不十分で中断した場合は、電話相談で対応します。
- 個人情報保護のため、申込みをした方のみがご参加ください。ご家族などの同席を希望する場合は、事前にご相談ください。

※相談日は祝日、年末年始を除きます。

オンライン子育て相談室

問 子ども未来応援センター ☎049-252-3774

妊娠・出産や育児など、子育て全般の相談に応じます。

とき 毎週木・金曜午前9時30分、午前10時30分、午後1時30分、午後2時30分 ※1回30分(1日1回まで)

対象 市内在住の妊婦やその家族、0歳から就学前までの子を持つ保護者やその家族

申込 相談希望日の2日前までに、市ホームページからお申し込みください。

※電話、対面、家庭訪問などでの相談も受け付けています。



市民相談(2月1日開始)

問・申込先 人権・市民相談課 ☎☎271

近所や家庭内トラブルなどの悩み、行政機関の行う仕事についての相談に応じます。

とき 毎週木曜午前9時～正午 ※1回50分

対象 市内在住、在勤の方

申込 相談希望日の2日前までに、直接または電話でお申し込みください(祝日、年末年始を除く)。

※電話での相談も受け付けています。



女性相談(2月1日開始)

問・申込先 人権・市民相談課 ☎☎271

女性のさまざまな悩みごとの相談に応じます。

とき 毎月第1・3火曜午後1時～5時 ※1回50分

対象 市内在住、在勤の方

申込 相談希望日の前週金曜までに、直接または電話でお申し込みください(祝日、年末年始を除く)。

※電話、対面での相談も受け付けています。



外国籍市民相談(2月1日開始)

問・申込先 人権・市民相談課 ☎☎271

外国籍市民の方が安心して暮らせるよう、日常生活に関する相談に応じます。

とき 毎週木曜午後1時～4時 ※1回50分

対象 市内在住、在勤の方

申込 相談希望日の2日前までに、直接または電話でお申し込みください(祝日、年末年始を除く)。

※電話、対面での相談も受け付けています。



i デマンドタクシーの運行を1年間延長します

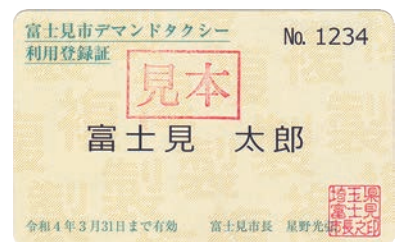
問 都市計画課 ☎049-252-7128

デマンドタクシーの運行期間を、下記のとおり1年間延長します。

運行期間の延長に伴い、利用登録証の有効期限も1年間延長し、お持ちの利用登録証は令和4年4月1日以降も利用することができます。すでに利用登録をしている方は、再度利用申請をする必要はありません。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

期間 従来：令和4年3月31日(木)まで 延長後：令和5年3月31日(金)まで





2月16日(水)～3月15日(火)

市の申告会場に来場するときは事前予約を

☎ 税務課 ☎049-252-7116

2月16日(水)～3月15日(火)に市の申告会場
場で申告する場合、事前予約が必要です。

当日受付はできません。

申告書類の提出のみの場合は予約不要
です(内容の確認はできません)。

市・県民税の申告は、2月15日(火)まで
は税務課で受け付けます(予約不要)。

なるべく会場への来場を避け、電子
(所得税の確定申告のみ)や郵送での申
告にご協力ください。

市の申告会場 ※土・日・祝を除く。2月20日(日)は受け付けます。

予約	とき		場所
	期間	時間	
予約不要	2/15(火)まで	8:30～17:15	市役所税務課(市・県民税申告のみ)
要予約	2/16(水)～18(金)	8:30～15:30	市役所2階会議室
	2/20(日)		
	2/21(月)	9:00～15:30	ピアザ☆ふじみ
	2/22(火)	9:00～15:30	水谷東公民館
	2/24(木)・25(金)	9:00～15:30	鶴瀬西交流センター
	2/28(月)	9:00～15:30	水谷公民館
	3/1(火)・2(水)	9:00～15:30	みずほ台コミュニティセンター
	3/3(木)～15(火)	8:30～15:30	市役所2階会議室

予約方法

■ インターネット予約

受付期限：予約希望日の前日

■ 往復はがき予約

受付期限：2月2日(水)(消印有効)

※電話・窓口での予約は受け付けません。

※詳しくは、広報『富士見』1月号または市
ホームページをご覧ください。



予約ができない場合(予約枠が埋まってし
まった場合など)

所得税の確 定申告	下記「確定申告などのお知らせ」 を参照してください。
市・県民税 の申告	郵送や2月15日(火)までに税務課 窓口にお越しください。

予約時の注意事項(必ず確認し、予約してください)

- 職員による申告書作成は、1件につき15分程度です。家族分で
複数申告される場合は、その件数分をご予約ください。
 - 税や申告に関する相談は受け付けできません。
 - 収支内訳書や医療費控除の明細書の代行作成はできません。来場
時に作成できていない場合は受け付けできません。
 - 以下の所得税の確定申告は、予約しても受け付けできません。
川越税務署で申告してください。
配当所得の申告/青色申告/雑損控除(災害関連など)/住宅借入金等
特別控除/特定増改築・住宅特定改修・住宅耐震改修・認定住宅の
控除申告/土地・建物・株式の譲渡、退職、先物取引などの分離課
税申告/特定支出控除の申告/更正の請求、修正申告、過年分の申
告/給与や年金の源泉徴収票や報酬などの支払調書がない場合
- ※そのほか、複雑な申告や税務署の判断を要する内容の申告は受
け付けできません。



確定申告などのお知らせ

☎ 川越税務署 ☎049-235-9411

確定申告はスマホやパソコンから

申告書は、国税庁ホームページの「確定
申告書等作成コーナー」からスマートフォ
ン・パソコンで作成・提出することができます。申告
会場に行かずに申告できる、e-Taxをご利用ください。



確定申告会場への入場には「入場整理券」が必要です

入場整理券は当日会場で配付しますが、配付状況に
より、後日の来場をお願いすることもあります。
オンライン(LINE)による事前の発行もあります。
詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

期間 2月1日(火)～3月15日(火)

(土・日・祝を除く)

受付時間：午前8時30分～午後4時

※2月20日(日)・27日(日)は開場します。

場所 川越税務署(川越市並木452-2)



◀ [e-Taxがますます便利に]
(国税庁ホームページ)

[動画で見る確定申告] ▶
(国税庁ホームページ)



i 富士見市庁舎整備に関する基本方針(案)の 市民説明会・パブリックコメント

☎ 公共施設マネジメント課 ☎049-257-5637



昭和48年に竣工した市役所本庁舎は、老朽化をはじめとしたさまざまな課題を抱えています。

市ではこれまで庁舎のあり方の検討を行ってきましたが、富士見市庁舎整備検討審議会の答申や現庁舎の課題を踏まえ、現庁舎の建替えによる新庁舎の整備に向け「富士見市庁舎整備に関する基本方針(案)」を作成しました。

今後目指すべき庁舎整備の考え方を示したこの方針(案)について、説明会とパブリックコメントを行います。

市民説明会

とき	場 所	定員
2/1(火)19:00	ふじみ野交流センター	60人
2/3(木)19:00	鶴瀬西交流センター 手話通訳あり	60人
2/6(日)13:30	富士見市役所全員協議会室	25人
2/8(火)19:00	水谷公民館	35人

※申込不要。新型コロナウイルスの感染状況により、定員を変更または中止する場合があります。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止対策にご協力ください。

パブリックコメント(市民意見提出手続)

募集期間 2月1日(火)~28日(月)

意見の提出方法 記入用紙に記入し、FAX、郵送または直接提出してください。市ホームページからも提出できます。

方針(案)の閲覧と記入用紙の配布 市ホームページ、市政情報コーナー(市役所本庁舎1階)、公共施設マネジメント課、各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ、中央図書館、図書館鶴瀬西分館



意見提出先 郵送・持参: 〒354-8511 (所在地は記載不要)

富士見市役所公共施設マネジメント課

FAX: 049-251-2726

【注意点】

- 意見提出の際は、住所・氏名などの記載が必要です。住所・氏名などは公表しませんが匿名での意見は受け付けません。
- いただいた意見に個別の回答は行いません。検討を終えたときは、意見の内容とそれに対する市の検討結果と考え方を公表します。
- いただいた意見は、意見概要として要約することがあります。
- 方針(案)に直接関係しないものや賛否のみものは、公表結果から除くことがあります。



消費生活相談

☎ 消費生活センター ☎049-252-7181

【相談日】 月~金曜10:00~12:00、13:00~15:30

一方的に送られてきた商品は すぐに処分可能に

「突然荷物が届き、中に身に覚えのない商品と請求書が入っていた。家族も心あたりがないがどうしたらよいか」といった相談が増えています。

【消費者へのアドバイス】

- 特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないのに、事業者が金銭を得ようと一方的に送った商品(荷物)は、受け取り後すぐに処分できます。代金の請求や返品などを要求されても応じる必要はありません。
- 処分する前に送り主や連絡先をしっかりと確認して、商品などを写真に撮る、届いた時の状況をメモするなど「一方的に送り付けられた商品」である証明を残しておきましょう。



都市計画の図書の 縦覧

☎ まちづくり推進課 ☎049-257-8455

富士見都市計画(防火地域及び準防火地域、地区計画)の変更にあたり、都市計画の図書を永久縦覧します。

都市計画の種類

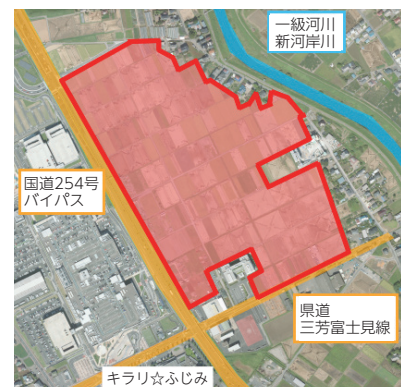
- 富士見都市計画防火地域及び準防火地域(富士見市決定)
- 富士見都市計画地区計画(富士見市決定)

縦覧開始日

2月28日(月)

縦覧場所

都市計画課



富士見上南畑地区